

森林保険通信

2017年1月号



(挿絵: 平田美紗子作)

森林保険80周年

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

森林保険制度は、昭和12年に森林火災国営保険として創設され本年の10月1日でちょうど80周年を迎えます。

本制度は、昭和27年に林齢制限の撤廃、昭和36年に気象災及び53年に噴火の保険事故を追加し、時代のニーズとともに改正を重ね、総合的な保険制度として整備が図られてきました。

そして平成27年4月1日に森林国営保険は、森林総合研究所に移管され、森林保険を専門に扱う機関として「森林保険センター」を新たに設置し、皆様のご理解ご協力のもと業務を運営しています。

80周年を一つの契機として、森林所有者のための森林保険制度であるとの原点に立ち返り、契約者様へのサービスの向上を図りつつ、一人でも多くの森林所有者に森林保険の安心をお届けできるよう、様々な推進活動に取り組んで参りたいと思います。

推進活動の取組の一つとして、森林保険のロゴマークを作成しましたので、ご紹介いたします。このロゴマークは、平成29年度の森林保険ポスターや広報誌等に使用していきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

森林とともに80年

森林保険



森林保険80周年の
ロゴマークです。

冬の森林被害について(その2)

前号に続き、(研)森林総合研究所森林災害・被害研究拠点の後藤拠点長、高橋チーム長に冬の気象害のお話を伺いました。

質問: 前は低温害をお伺いしましたが、今回は雪害について教えてください。

後藤: 雪害は大きく①雪崩による害②雪圧害③冠雪害に分けられます。①雪崩については皆さん、よくご存じだと思います。

②雪圧害は雪が2~3m積もる多雪地域で、苗木が雪の重さで潰される害です。昔は豪雪地帯でも、雪起こし※がなされていたため成林していました。山で仕事をする人が減っている現在では、適地適木への考慮が重要です。

③冠雪害は枝などに雪がつくことで発生します。予想が難しいため、大面積の被害となります。冠雪害は20年生以上で被害がでやすいため、林業経営に大きな打撃を与えます。発生する地域もはっきりとわからず、防ぎようもないため、まさに森林保険での備えが必要です。

高橋: 20~30年かけて育てた森林が一夜にして冠雪害を受け、保険金が支払われた現場を見たことがあります。森林所有者にとって森林保険に加入していて本当に良かったと思います。

後藤: 当研究所では、昭和30~40年代に全国でまとめた低温害、乾燥害のデータが古くなったので、データの更新を行っており、今後の森林整備に活かしていきたいと考えています。

平成29年に森林保険制度が80周年を迎えると聞き、改めて森林所有者に長年利用されてきた必要な制度だと思いました。

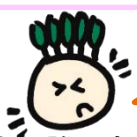
今後とも森林災害・被害拠点においても、森林保険と連携していきたいと思ひます。



(写真・右から高橋チーム長、後藤拠点長)

※雪害による林木の倒伏・曲がりなどを防ぐために、春先に縄等を用いて引き起こす作業。

森林保険Q&A



しつもん!

誰でも申し込めますか?

森林の所有者であるなしにかかわらず、個人、法人誰でもお申し込みでき、保険契約者になれます。ご家族など他の人のために契約をすることもできます。ただし、被保険者は森林の所有者に限られます。

発行元: 国立研究開発法人森林総合研究所 森林保険センター
(HPアドレス: <http://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/>)